

関税法施行令等の一部を改正する政令（案）新旧対照条文目次

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	6
経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）	7

改 正 案	現 行
<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八 （省 略）</p> <p>九 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号八に規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、<u>同号八に規定する締約国品目証明書の発給を受けている旨</u></p> <p>十 （省 略）</p> <p>十一 （省 略）</p> <p>十二 （省 略）</p> <p>2 4 （省 略）</p> <p>5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用</p>	<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 同 上</p> <p>一～六 同 上</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八 同 上</p> <p>九 同 上</p> <p>十 同 上</p> <p>十一 同 上</p> <p>2 4 同 上</p> <p>5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用</p>

する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第十号」と、「第四号」とあるのは「第十一号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第十号又は第十一号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 (省略)

2 法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 六 (省略)

七 第六十一条第一項第二号八に規定する締約国品目証明書(許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。)

八 (省略)

九 (省略)

十 (省略)

3 7 (省略)

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 (省略)

2 4 (省略)

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号八に規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号八に規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税

する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「第四号」とあるのは「第十号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第九号又は第十号」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 同上

2 同上

一 六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

3 7 同上

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 同上

2 4 同上

標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6 前項の規定により第六十一条第一項第二号八に規定する締約国品目証明書を出した場合には、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の十二第七項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

（外国貨物を置くこと等の承認の申請）

第五十一条の十二（省 略）

2～4（省 略）

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号八に規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号八に規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の十二第五項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

（外国貨物を置くこと等の承認の申請）

第五十一条の十二 同上

2～4 同上

の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6 前項の規定により第六十一条第一項第二号八に規定する締約国品目証明書を提出した場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

7（省 略）

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一（省 略）

二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下この号にお

5| 同 上

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条 同 上

一 同 上

二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下この号にお

て「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類
イ及びロ（省略）

ハ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあっては、当該貨物が当該便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることを証する書類（当該証明が締約国原産地証明書により行われる場合を除く。第四項において「締約国品目証明書」という。）

2及び3（省略）

4 締約国原産地証明書及び締約国品目証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならない。ただし、締約国品目証明書は、その証明に係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

5～8（省略）

て「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定又は日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類
イ及びロ 同上

2及び3 同上

4 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならない。

5～8 同上

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（経済連携協定） 第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（省 略）</p> <p>十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条（省 略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一～三（省 略）</p> <p>四 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三三〇号、第一三三〇四号、第八五五号、第七八八号、第一三三〇号、第一二二九号、第一一九九号、第一二二四号又は第一二二四号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>五（省 略）</p> <p>3（省 略）</p>	<p>（経済連携協定） 第十九条の二 同上</p> <p>一～十二 同上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一～三 同上</p> <p>四 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三三〇号、第一三三〇四号、第八五五号、第七八八号、第一三三〇号、第一二二九号、第一一九九号又は第一二二四号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>五 同上</p> <p>3 同上</p>

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条関係）

項名	品目
六 一 ～ 六 （省略）	（省略）
七 一 ～ 七 経済上の連携に関する日本とペルー共和国との間の協定（以下「ペルー協定」という。）	（一） 関税率表第一 五・九号の二に掲げる物品のうち菓子 ^{（一）} の製造用のもの （二） 関税率表第一 五・九号の二に掲げる物品のうちアルコールを含有しない飲料の製造用のもの

別表第一（第一条関係）

項名	品目
六 一 ～ 六 同上	同上
七 一 ～ 七 同上	同上

別表第二（第一条関係）

項名	品目
七 一 ～ 七 （省略）	（省略）
八 一 ～ 八 ペルー協定	（一） 関税率表第一 二・三・二二二号の二及び第二二・三・二九号の二に掲げる物品

別表第二（第一条関係）

項名	品目
七 一 ～ 七 同上	同上
八 一 ～ 八 同上	同上

	<p>(二) 関税率表第二七・一一号、第二七・一二号、第二七・一三号の二、第二七・一四号の二の(一)及び(二)、第二六・二・三三三号の二の(一)、第二六・二・三三三三号の二の(一)及び(二)並びに第一六・二・三九号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(三) 関税率表第二三・二二号の一に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第二三・二二号の二に掲げる物品</p>	
--	---	--